



新しい1年がスタートします！

新学期を迎え、新しい生活への希望や不安など様々な感情が芽生えているのではないのでしょうか。

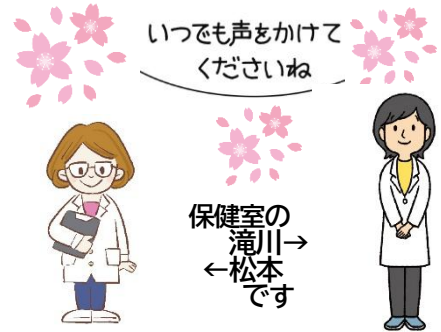
多くの人々が新しい環境に慣れるまでは緊張したり、気を遣ったり…いつも以上に疲れが溜まると思います。疲れを感じた時には、休み時間や自宅での過ごし方を工夫し、自分の好きなことをして、少しゆったりと意識的にリラックスするようにしましょう。新しい環境には自分のペースで徐々に慣れていきましょうね。



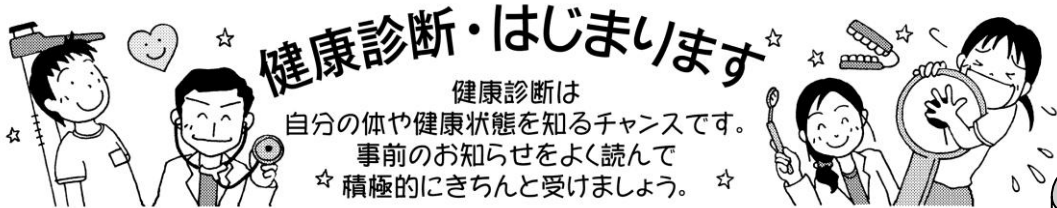
こんな時は保健室に来てください。



- 体調が悪い
- けがをした
- 相談したい
- 身体測定
- 少し落ち着きたい…など



- ◇緊急の時以外は、休み時間のうちに利用しましょう。
- ◇保健室で行う応急手当は、学校でケガをしたときの初回のみです。継続手当が必要な場合は、受診をすすめます。
- ◇学校で体調が悪くなった場合、回復する見込みがあるときは保健室で休養させますが（50分が目安）、回復が見込まれない場合は早退をすすめます。



- 4月10日（金）尿検査（一次）
- 13日（月）胸部X線検査（1年）・心電図検査（1年）
- 15日（水）内科検診（3年生全クラス、2A）
- 16日（木）内科検診（1年生全クラス、2B）
- 22日（水）内科検診（2年生C～G）
- 23日（木）身体測定（全）・視力（全）・聴力（1・3年）・色覚（2年希望者）
- 24日（金）尿検査（二次）
- 5月13日（水）歯科検診（全）
- 14日（木）尿検査（三次）

欠席しないでね！

*「保健だより」は、保護者の方にも知ってもらいたいことが載せてあります。必ずみせてくださいね。(裏面あります)

保護者の皆様へ

お知らせ

1 保健室で行う「応急処置」について

(1) 応急処置の原則

保健室では学校生活において発生した傷病（その日、学校で起きたケガまたは体調不良）の応急処置は行いますが、継続的な処置は行えません。継続手当が必要な場合は医療機関での受診をお勧めします。また、家庭で起きた傷病はご家庭の責任で処置をしていただいています。

学校で体調が悪くなった場合、短時間で回復の見込みがあるときは保健室で休養させますが、回復が見込まれない場合や医療を必要とする場合は、早退の手続きを取り、ご家庭での対応をお願いすることになります。内服薬は原則として使用しておりませんので、ご理解願います。

(2) 救急体制について

学校生活中の傷病により病院受診が必要な場合は、次のように対応します。

- ① 保護者の方に迎えに来ていただき、受診をお願いしています。
- ② 緊急に受診が必要な場合は、保護者の方に連絡の上、指定の病院に直接搬送します。保護者の方には病院に来ていただき、健康保険証の提出や診療の立ち会いをお願いします。
- ③ 「健康カード」に記載されている自宅・緊急連絡先に連絡させていただきます。

2 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

学校の管理下で災害（ケガや特定の疾病）が発生した時に、医療費・見舞金の給付を行う国・北海道・保護者の三者の負担による共済制度で、災害発生日から10年間医療費の給付が保障されます。学校管理下での万が一の事故や災害に備え、毎年加入の同意書をいただき、原則全員加入していただ

いています。様々な教育活動に全力で取り組んでいただくためにも、全員加入のご協力をお願いいたします。

3 感染症について

感染症予防法で指定されている感染症や、学校生活を通して流行しやすい感染症にかかった場合は、流行が広がるのを防ぐために、「出席停止」の措置をとることになっています。（学校保健安全法）

病院で診断された場合には必ず担任に連絡し、感染の恐れがないと医師の許可が出るまで十分に家庭で療養してください。

学校からご家庭に「感染症による出席停止について」の用紙が送付されます。治癒後の登校に際しましては、登校許可報告書に保護者の方が記入して提出してください。医師の証明書はいりません。

4 健康診断について

学校保健安全法に基づき、裏面の日程で定期健康診断を実施しますので、欠席のないようお願いいたします。尚、精密検査が必要な場合にはその都度ご連絡します。

何か、ご不明な点や心配なこと、気になることなどありましたら遠慮なくご連絡ください。

健康診断の結果、異常の疑いや精密検査が必要な場合につきましては個別にご連絡しますので、速やかに医療機関で受診していただき、結果をお知らせくださいますようお願いいたします。